

お客さま各位

北海道信用漁業協同組合連合会

## 「貯金規定等」の一部改定について（事前のご案内）

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会では、お客さまとのお取引にあたり、各種規定等を発行しておりますが、令和3年4月1日より、以下の規定等を改定しますので、ご案内いたします。

改定内容のご確認を希望されるお客さまにおかれましては、当店窓口にお申し付けください。

## 記

## 1 改定対象規定

当座勘定規定	当座勘定規定（専用約束手形口）
普通貯金規定	総合口座取引規定
貯蓄貯金Ⅱ型規定	納税準備貯金規定
通知貯金規定（証書用）	自由金利型定期貯金（大口定期）規定
自由金利型定期貯金（M型）規定	変動金利定期貯金規定
自由金利型期日指定定期貯金規定	積立定期貯金規定
定期積金規定	決済用普通貯金規定
決済用総合口座取引規定	

## 2 改定内容

下記のとおり貯金者等の定義を追記いたしました。

改定後	改定前
<p>◆（休眠預金等活用法に係る異動事由）  <u>(3) 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）</u>から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（以下省略）</p>	<p>◆（休眠預金等活用法に係る異動事由）  (3) 貯金者等（追加）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（以下省略）</p>

※◆は各規定の条項が入ります。

## 3 改定日

令和3年4月1日（木）

以上